

平成 17 年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、特殊法人等改革推進本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部及び人事院

（注）特殊法人等改革推進本部は、平成 18 年 3 月 31 日に廃止

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁及び環境省

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第 6 号 会計検査院

III 対象期間

平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 31 日まで

IV 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成 17 年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表 1 のとおり 78,639 件であり、13 年度以降、年々増加してきた件数が、初めて減少した。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、63,772 件（81.1%）が本省庁以外での受付となっている。

表 1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数		
		本省庁	その他
17 年度 (比率)	78,639 (100)	14,867 (18.9)	63,772 (81.1)
16 年度	87,123 (100)	16,105 (18.5)	71,018 (81.5)
15 年度	73,348 (100)	13,929 (19.0)	59,419 (81.0)
14 年度	59,887 (100)	13,157 (22.0)	46,730 (78.0)
13 年度	48,670 (100)	16,811 (34.5)	31,859 (65.5)

(注) 「本省庁」は、本省庁の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表 2 のとおり、窓口に来所してのものが 39,615 件（50.4%）、郵送によるものが 31,515 件（40.1%）、オンラインによるものが 7,509 件（9.5%）となっている。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位：件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
	17 年度 (比率)	39,615 (50.4)	31,515 (40.1)	7,509 (9.5)
16 年度	47,228 (54.2)	33,051 (37.9)	6,844 (7.9)	87,123 (100)
15 年度	45,193 (61.6)	28,153 (38.4)	2 (0.0)	73,348 (100)

(注) 13 年度、14 年度については、把握していない。

(2) 処理の状況

平成 17 年度において各行政機関の長（法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）が処理すべき事案は、表 3 のとおり、17 年度に新たに受け付けた 78,639 件、前年度から持ち越した 5,457 件及び事案の移送を受けた 125 件の計 84,221 件となっている。

この 84,221 件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが 79,261 件（94.1%）、途中で請求が取り下げられたものが 2,025 件（2.4%）、事案の全部を他の機関に移送したものが 105 件（0.1%）となっている。また、2,830 件（3.4%）については、平成 18 年度に処理が持ち越されている。

（注） 行政機関の長への事案の移送は、法第 12 条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 13 条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた行政機関の長において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第 12 条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第 12 条の 2 の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 3 開示請求事案の処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案（次年度に持ち越し）
17 年度 （比率）	78,639	5,457	125	84,221 (100)	79,261 (94.1)	2,025 (2.4)	105 (0.1)	2,830 (3.4)
16 年度	87,123	3,343	208	90,674 (100)	82,971 (91.5)	2,226 (2.5)	88 (0.1)	5,389 (5.9)
15 年度	73,348	2,785	163	76,296 (100)	71,669 (93.9)	1,184 (1.6)	123 (0.1)	3,320 (4.4)
14 年度	59,887	3,234	320	63,441 (100)	58,783 (92.7)	1,728 (2.7)	150 (0.2)	2,780 (4.4)
13 年度	48,670	—	612	49,282 (100)	44,075 (89.4)	1,551 (3.1)	422 (0.9)	3,234 (6.6)

（注） 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について平成 18 年 3 月 31 日現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案（次年度に持ち越し）」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、そ

の結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「移送を受けた事案」に計上されている。

4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。

5 平成16年度に開示請求がされた段階では1件としていた事案を17年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があり、17年度の「前年度からの持ち越し事案」と16年度の「処理中事案（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成17年度には、表4のとおり、74,676件の開示決定等がされている。このうち、開示請求に係る行政文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが71,012件（95.1%）、不開示の決定がされたものが3,664件（4.9%）となっている。

なお、開示決定がされるものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されるもの（法第7条に基づく公益裁量開示）があるが、平成17年度は実績がなかった。

表4 開示決定等の件数

（単位：件、％）

	開示決定等					
	計	開示決定				不開示の決定
		小計	全部を開示	一部を開示	うち、 公益裁量開示	
17年度 (比率)	74,676 (100)	71,012 (95.1)	53,609 (71.8)	17,403 (23.3)	<0> <(0)>	3,664 (4.9)
16年度	76,743 (100)	74,119 (96.6)	57,071 (74.4)	17,048 (22.2)	<0> <(0)>	2,624 (3.4)
15年度	68,867 (100)	66,275 (96.2)	48,808 (70.9)	17,467 (25.3)	<1> <(0.00)>	2,592 (3.8)
14年度	59,203 (100)	56,651 (95.7)	40,935 (69.1)	15,716 (26.6)	<4> <(0.01)>	2,552 (4.3)
13年度	44,734 (100)	39,653 (88.6)	25,119 (56.1)	14,534 (32.5)	<16> <(0.04)>	5,081 (11.4)

(注) 1 「うち、公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

2 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

(2) 開示決定等の期限

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等をしなければならない（法第 10 条第 1 項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている（同第 2 項）。

また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60 日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をすれば足りることとされている（法第 11 条）。この場合、開示請求者に開示決定等を行う期限を通知することとされている。

平成 17 年度においてされた開示決定等 74,676 件についてみると、表 5 のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から 30 日以内に決定されたもの（上記の①）が 68,630 件（91.9%）、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたもの（同②）が 4,213 件（5.6%）、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたもの（同③）が 1,686 件（2.3%）となっている。

なお、④延長手続を採っておらず、30 日以内に開示決定等がされなかったもの、⑤延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの及び⑥法第 11 条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったものが計 147 件（0.2%）みられる。

また、調査日現在（平成 18 年 3 月 31 日）、処理中の事案のうち、延長手続を採っていない事案で 30 日を経過しているもの、延長手続を採っている事案で延長した期限を過ぎているもの、期限の特例規定を適用した事案で通知した期限を超えているものが、計 118 件みられる。

期限までに開示決定等がされなかったもの及び処理中事案で既に期限を過ぎているものを行政機関別にみると、表 6、表 7 のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係行政機関では、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したこと等を挙げている。

(注) 期限までに開示決定等がされなかった 147 件の概要については、資料 2～4 を、処理中事案ですでに期限を過ぎているもの 118 件の概要については、資料 5～7 を参照。

表5 延長手続の状況

(単位：件、%)

	延長手続を採らなかったもの	法第10条第2項による延長手続を採ったもの	法第11条による特例規定を適用したもの	計
17年度 (比率)	30日以内に開示決定等がされたもの 68,630 (91.9)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 4,213 (5.6)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 1,686 (2.3)	74,676 (100)
	30日以内に開示決定等がされなかったもの 45 (0.06)	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの 19 (0.03)	通知した期限までに開示決定等がされなかったもの 83 (0.11)	
16年度	30日以内に開示決定等がされたもの 70,985 (92.5)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 3,733 (4.9)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 1,842 (2.4)	76,743 (100)
	上記以外のもの 183 (0.2)			
15年度	30日以内に開示決定等がされたもの 60,786 (88.3)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 6,739 (9.8)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 971 (1.4)	68,867 (100)
	上記以外のもの 371 (0.5)			

(注) 「法第11条による特例規定を適用したもの」の「通知した期限までに開示決定等がされたもの」の中には、相当の部分についての開示決定等が60日を超えてされている場合も含む。

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

① 延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの (単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
法務省	2	0	0	2
外務省	17	3	10	4
国税庁	1	0	1	0
社会保険庁	1	0	1	0
国土交通省	24	0	1	23
計	45	3	13	29

② 延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの (単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	19	5	7	7

③ 法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの (単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
宮内庁	3	0	0	3
外務省	79	4	9	66
資源エネルギー庁	1	0	0	1
計	83	4	9	70

表7 処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

① 延長手続を採っていない事案で、30日を過ぎているもの (単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	10	1	6	3

② 延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの (単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	4	1	0	3

③ 法11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの (単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
宮内庁	4	0	0	4
外務省	100	1	4	95
計	104	1	4	99

イ 法第 11 条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表 8 のとおりである。1 年を超えているものが 218 件 (12.3%) あるが、平成 16 年度に比べてその比率は減少している。

なお、1 年を超えて開示決定等された事案については、請求の対象となった膨大な行政文書について順次開示決定等を行っているものや開示請求が特定の課室に集中しているものなどがみられる。

(注) 218 件の概要については、資料 8 を参照。

表 8 法第 11 条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60 日以内	60 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
17 年度 (比率)	1,769 (100)	612 (34.6)	144 (8.2)	584 (33.0)	211 (11.9)	218 (12.3)
16 年度	1,842 (100)	774 (42.0)	186 (10.1)	415 (22.5)	172 (9.4)	295 (16.0)
15 年度	971 (100)	305 (31.4)	100 (10.3)	195 (20.1)	239 (24.6)	132 (13.6)
14 年度	2,429 (100)	461 (19.0)	237 (9.7)	563 (23.2)	416 (17.1)	752 (31.0)
13 年度	2,276 (100)	411 (18.1)	271 (11.9)	725 (31.8)	869 (38.2)	—

(注) 本表は、法第 11 条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60 日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた（中間的な）開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表 9 のとおり、①開示請求に係る行政文書に記録されている情報が法第 5 条各号に規定する不開示情報に該当することによるもの、②開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、③存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものの順となっている。

表9 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の合計件数	内訳（複数該当あり）			
		不開示情報	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
17年度 (比率)	21,067 (100)	19,016 (90.2)	3,498 (16.6)	156 (0.7)	75 (0.4)
16年度	19,672 (100)	17,568 (89.3)	2,173 (11.0)	365 (1.9)	43 (0.2)
15年度	20,059 (100)	18,229 (90.9)	2,059 (10.3)	202 (1.0)	32 (0.2)
14年度	18,268 (100)	16,950 (92.8)	1,749 (9.6)	390 (2.1)	18 (0.1)
13年度	19,615 (100)	16,409 (83.7)	3,151 (16.1)	278 (1.4)	37 (0.2)

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。
2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの19,016件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表10のとおり、法人等に関する情報（第2号）に該当するものが最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、公共の安全等に関する情報（第4号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの156件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表10 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		件数	比率	件数	比率
		19,016	(100)	156	(100)
内訳 (複数該当あり)	法第5条第1号 個人に関する情報	11,162	(58.7)	107	(68.6)
	法第5条第2号 法人等に関する情報	12,498	(65.7)	54	(34.6)
	法第5条第3号 国の安全等に関する情報	656	(3.4)	2	(1.3)
	法第5条第4号 公共の安全等に関する情報	3,614	(19.0)	11	(7.1)
	法第5条第5号 審議、検討等に関する情報	445	(2.3)	0	(0.0)
	法第5条第6号 事務又は事業に関する情報	1,956	(10.3)	35	(22.4)

- (注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。

3 不服申立ての件数と処理の状況

(1) 不服申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長（法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成 17 年度には、表 11 のとおり、743 件の不服申立てが行われており、16 年度と比べて、減少している。

表 11 不服申立ての件数

(単位：件)

	不服申立ての件数		
	計	審査請求	異議申立て
17 年度	743	359	384
16 年度	1,367	1,004	363
15 年度	1,158	472	686
14 年度	914	505	409
13 年度	1,359	429	930

イ 不服申立ての理由を見ると、表 12 のとおり、不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの不服申立てが最も多く、572 件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示されることとなる行政文書に自己の情報が記載されている第三者からの不服申立てが 27 件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者から行政文書の特定等に不服があるとするものも 72 件みられる。また、不作為に対する不服も 101 件みられる。

表 12 不服申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの不服申立て	第三者からの不服申立て	計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する不服申立て	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服		572
	○ 行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服		
	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する不服		
	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服		
開示決定に対する不服申立て	○ 行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	○ 自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	99
その他の不服申立て	○ 不作為に対する不服		133
	○ 事案の移送、期限の延長に関する不服		
	○ 決定内容に関わりのない事項に対する不服等		
計	777	27	804

(注) 1 件の不服申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表 11 の不服申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている（法第18条）。

平成17年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた743件及び16年度から持ち越された1,196件の計1,939件となっている。

この1,939件について、その処理状況をみると、表13のとおり、裁決・決定が行われ処理済みとなっているものが1,063件（54.8%）であり、837件は、審査会に諮問中の429件を含め平成18年度に処理を持ち越している。また、39件が取り下げられている。

平成13年度からの動きをみると、処理中（次年度に持ち越し）の事案の件数及びその割合が年々減少してきており、徐々に落ち着き始めている。

表13 不服申立ての件数と処理状況

（単位：件、％）

				処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)	処理方針、 諮問の要 否等検討 中、諮問の 準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、 裁決・決 定の準備 中
	処理すべ き件数	新規 申立て 件数	前年度か らの持ち 越し件数						
17年度 (比率)	1,939 (100)	743	1,196	1,063 (54.8)	39 (2.0)	837 (43.2)	251 (13.0)	429 (22.1)	157 (8.1)
16年度	2,685 (100)	1,367	1,318	1,416 (52.7)	73 (2.7)	1,196 (44.6)	496 (18.5)	525 (19.6)	175 (6.5)
15年度	2,485 (100)	1,158	1,327	1,027 (41.3)	119 (4.8)	1,339 (53.9)	336 (13.5)	744 (30.0)	259 (10.4)
14年度	2,050 (100)	914	1,136	686 (33.5)	29 (1.4)	1,335 (65.1)	662 (32.3)	555 (27.0)	118 (5.8)
13年度	1,359 (100)	1,359		180 (13.2)	43 (3.2)	1,136 (83.6)	728 (53.6)	324 (23.8)	84 (6.2)

(注) 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

(3) 裁決・決定の状況

ア 平成17年度に処理済みとされた1,062件についてみると、表14のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったものが782件、審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの（不服申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの）が280件となっている。

裁決・決定の内訳を見ると、不服申立てに理由がないとして棄却したものが576件（54.2%）、

不服申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（申立ての認容又は一部認容）が 214 件（20.1%）、不服申立てが不適法であるとして却下したものが 262 件（24.7%）となっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表 14 不服申立てに対する裁決・決定の状況

(単位：件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの	—	8	—	262	10	280
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの	576	24	182	—	—	782
計 (比率)	576 (54.2)	32 (3.0)	182 (17.1)	262 (24.7)	10 (1.0)	1,062 (100)

(注)「審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの」の「その他」は、不作為に対する不服申立て等である。

イ 不服申立てを受けてから裁決・決定を行った日までの期間をみると、表 15 のとおり、2 年を超える期間を要したものが 123 件（11.6%）あるなど、1 年を超える期間を要したものが約 2 割となっている。

表 15 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決・決定 件数	90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超
17 年度 (比率)	1,062 (100)	261 (24.6)	138 (13.0)	107 (10.1)	133 (12.5)	300 (28.2)	123 (11.6)
16 年度	1,416 (100)	163 (11.5)	275 (19.4)	221 (15.6)	154 (10.9)	603 (42.6)	—
15 年度	1,027 (100)	39 (3.8)	271 (26.4)	142 (13.8)	108 (10.5)	467 (45.5)	—
14 年度	686 (100)	36 (5.3)	92 (13.4)	81 (11.8)	203 (29.6)	274 (39.9)	—
13 年度	180 (100)	30 (16.7)	64 (35.5)	81 (45.0)	5 (2.8)	—	—

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、不服申立て事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成 17 年 8 月

3日に各府省庁申し合わせを行った。これにより、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に、また、答申後の裁決・決定については、特段の事情のない限り答申を受けてから60日以内に行うこととした。

17年度に審査会に諮問を行ったもの682件について、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までの日数をみると、表16のとおり、90日超のものが272件と約4割を占めている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、諮問の準備中等としているもの251件をみると、不服申立てを受けてからすでに90日超を経過しているものが146件と約6割を占めている。

表16 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	17年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
	不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までの日数				不服申立てを受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
件数 (%)	682 (100)	109 (16.0)	301 (44.1)	272 (39.9)	251 (100)	44 (17.5)	61 (24.3)	146 (58.2)

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した事案272件及び調査日現在諮問の準備中で、すでに不服申立てを受けてから90日超を経過している事案146件を、行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表16-① 審査会に諮問するまでの期間が90日を超えているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91~100	101~180	181~365	366~
人 事 院	4	0	3	1	0
内 閣 府	3	0	3	0	0
宮 内 庁	1	0	0	1	0
警 察 庁	4	2	2	0	0
防 衛 庁	124	1	28	63	32
金 融 庁	3	3	0	0	0
総 務 省	3	0	2	1	0
法 務 省	9	1	4	2	2
外 務 省	31	2	8	11	10
財 務 省	3	0	0	2	1
国 税 庁	11	0	5	6	0
厚生労働省	29	1	15	11	2
社会保険庁	1	0	1	0	0
経済産業省	14	0	0	12	2
資源エネルギー庁	5	5	0	0	0
国土交通省	16	0	2	9	5
海上保安庁	11	0	0	7	4
計	272	15	73	126	58

(注) 各事案の概要については、資料9参照。

表 16-② 調査日現在、諮問の準備等としている事案で、
受付から既に 90 日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
内閣官房	1	0	0	1	0
警察庁	2	0	0	0	2
法務省	8	0	0	2	6
外務省	56	0	7	33	16
厚生労働省	69	1	9	20	39
社会保険庁	1	1	0	0	0
経済産業省	1	0	0	0	1
国土交通省	8	1	3	2	2
計	146	3	19	58	66

(注) 各事案の概要については、資料 10 を参照。

これに関し、関係行政機関では、諮問までに長期間を要している理由として、対象文書が著しく大量であったことから、不開示部分及び不開示理由について慎重な検討を行うために時間を要したこと、開示請求や不服申立てが同時期に集中したこと、関係する課が多数にわたり調整に時間を要したこと等を挙げている。

エ 答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間をみると、表 17 のとおり、17 年度に審査会に諮問して裁決・決定を行った 782 件のうち、答申を受けてから裁決・決定までの日数が 60 日を超えているものが、161 件と約 2 割を占めている。また、調査日現在、審査会に諮問して裁決・決定の準備中の 157 件のうち、答申を受けてからの経過日数がすでに 60 日を超えているものが 91 件と約 6 割を占めている。

表 17 答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
	答申を受けてから裁決・決定までの日数				答申を受けてからの経過日数			
	30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超		30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超	
件数 (%)	782 (100)	454 (58.1)	167 (21.3)	161 (20.6)	157 (100)	57 (36.3)	9 (5.7)	91 (58.0)

答申を受けてから裁決・決定までに 60 日超を要した事案 161 件及び調査日現在、裁決・決定の準備中で、すでに答申を受けてから 60 日を経過している 91 件を行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表 17-① 答申を受けてから裁決・決定をするまでに 60 日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	裁決・決定 件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
人 事 院	3	3	0	0	0
警 察 庁	2	0	0	0	2
防 衛 庁	64	3	3	16	42
金 融 庁	1	1	0	0	0
法 務 省	2	0	0	1	1
外 務 省	9	2	0	5	2
財 務 省	1	0	0	0	1
国 税 庁	1	0	0	0	1
厚生労働省	40	2	2	27	9
社会保険庁	1	0	1	0	0
農林水産省	4	3	1	0	0
経済産業省	13	0	0	13	0
資源エネルギー庁	5	0	0	2	3
国土交通省	9	1	1	0	7
海上保安庁	4	0	0	0	4
会計検査院	2	0	0	2	0
計	161	15	8	66	72

(注) 各事案の概要については、資料 11 を参照。

表 17-② 調査日現在、裁決・決定の準備中としている事案で、
答申を受けてから既に 60 日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	裁決・決定 件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
内 閣 官 房	10	0	0	1(1)	9
宮 内 庁	2	0	0	0	2
防 衛 庁	1	0	0	0	1
外 務 省	58	0	0	2(2)	56(1)
文部科学省	1	0	0	0	1
厚生労働省	10	0	0	5(5)	5
経済産業省	9	0	0	9(9)	0
計	91	0	0	17(17)	74(1)

(注) 各事案の概要については、資料 12 を参照。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表 18 のとおり、平成 17 年度に新たに諮問を受けた 646 件及び 16 年度からの持ち越し事案 404 件の計から、途中で取り下げられた 27 件を除いた計 1,023 件の諮問事案に対し、645 件の答申を行っている。この 645 件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが 473 件(73.3%)、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが 156 件(24.2%)となっており、「諮問庁の判断は妥当であるとしたもの」の割合が年々増加している。

表 18 審査会における審査状況

(単位：件、%)

年度	審査会	新規 諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申件数				取下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数
					計	諮問庁の判 断は妥当で あるとした もの	諮問庁の 判断は 不当とし たもの	諮問庁の 判断は 不当で ないとし たもの		
17 年度	内閣府	642	400	1,042	641	471	154	16	27	374
	会計検査院	4	4	8	4	2	2	0	0	4
	計 (比率)	646	404	1,050	645 (100)	473 (73.3)	156 (24.2)	16 (2.5)	27	378
16 年度	内閣府	692	407	1,099	663	466	178	19	33	403
	会計検査院	0	8	8	4	4	0	0	0	4
	計 (比率)	692	415	1,107	667 (100)	470 (70.5)	178 (26.7)	19 (2.8)	33	407
15 年度	内閣府	876	339	1,215	773	484	244	45	30	412
	会計検査院	9	10	19	11	6	5	0	0	8
	計 (比率)	885	349	1,234	784 (100)	490 (62.5)	249 (31.8)	45 (5.7)	30	420
14 年度	内閣府	696	193	889	540	313	187	40	10	339
	会計検査院	7	9	16	6	1	5	0	0	10
	計 (比率)	703	202	905	546 (100)	314 (57.5)	192 (35.2)	40 (7.3)	10	349
13 年度	内閣府	374	—	374	177	106	48	23	4	193
	会計検査院	10	—	10	1	1	0	0	0	9
	計 (比率)	384	—	384	178 (100)	107 (60.1)	48 (27.0)	23 (12.9)	4	202

(注) 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表13の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表16の「今年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは一致しない。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表 19 のとおり、平成 17 年度に新たに 28 件が地方裁判所に提起されている。

この 28 件及び前年度から係属している 16 件の計 44 件のうち、平成 17 年度には、14 件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として 13 件の控訴事件（前年度から係属している 5 件を含む。）が係属し、そのうち 9 件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを行ったものが 13 件あり（前年度から係属している 8 件を含む。）、そのうち 2 件について判決が出されている。

なお、平成 17 年度に新規提訴された 28 件のうち 4 件は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 12 条第 4 項の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

（注）判決の概要については、資料 13 を参照。

表 19 情報公開に関する訴訟の状況

（単位：件）

		17 年度	16 年度	15 年度	14 年度	13 年度
地方裁判所 （第一審）	新規提訴	28	21	15	39	15
	前年度から係属	17	16	37	11	—
	係属 計	45	37	52	50	15
	判決	14	15	30	9	3
	取下げ	4	5	4	4	1
	審理中（次年度に持ち越し）	27	17	18	37	11
高等裁判所 （控訴審）	新規控訴	8	7	13	5	1
	前年度から係属	5	7	2	1	—
	係属 計	13	14	15	6	1
	判決	9	9	6	4	0
	取下げ	0	0	2	0	0
	審理中（次年度に持ち越し）	4	5	7	2	1
最高裁判所 （上告審）	新規上告	5	7	3	0	0
	前年度から係属	8	1	0	0	—
	係属 計	13	8	3	0	0
	判決	2	0	2	—	—
	取下げ	0	0	0	—	—
	審理中（次年度に持ち越し）	11	8	1	—	—

5 手数料の減免

法第 16 条第 3 項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「令」という。）第 14 条第 1 項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活扶助を受けているとき等）は、行政機関の長は、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成 17 年度には、表 20 のとおり、39 件の申請があり、うち 8 件について減免がされている。

なお、令第 14 条第 4 項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、当該規定により減免されたものはなかった。

表 20 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

区分	申請件数	令第 14 条第 1 項による減免					令第 14 条第 4 項による減免	
		減免		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ		
		生活保護	その他					
17 年度	39	8	0	8	17	11	3	0
16 年度	41	24	0	24	4	3	10	0
15 年度	21	12	1	11	9	0	0	0
14 年度	11	4	3	1	3	3	1	0
13 年度	9	6	3	3	3	0	0	0